

◆□◆□入札に参加される前にご確認いただく事項◆□◆□
(期日入札)

● 入札に参加される方の注意事項 ※入札に参加される方の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）をご準備ください。 ※代理人の方は、上記に加え、代理権限を証する委任状が必要です。		
1	個人の場合	入札に参加できるのは、買受人となるご本人様か、ご本人様から委任された代理人の方しか入札に参加できません。
	法人の場合	入札に参加できるのは買受人となる法人の代表者様です。法人代表者様以外の方は、代理人としての委任状が必要です。
	共同入札の場合	入札に参加できるのは、買受人となる共同入札者全員から委任された共同入札代表者様です。代理人の方が入札に参加される場合は、共同入札代表者様からの委任状が必要です。
2	入札に参加される方は、事前に入札参加申込書及び陳述書の提出と公売保証金の納付が必要です。 公売保証金の納付方法 ・現金 なお、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方の公売保証金は、開札後にお返しいたします。（途中で入札を辞退される場合でも、公売保証金の返却は開札後になります。） また、買受代金については、売却決定時に納入通知書兼領収書をお渡ししますので、それを持って金融機関で納付後、領収書を確認させていただきます。	
3	公売の公平性を期すため、入札会場内では、他の参加者との私語や携帯電話での通話をご遠慮ください。	

● 入札に関する注意事項	
4	入札書に記載の注意事項にしたがって記入してください。この注意事項に違反した入札書は無効となる場合があります。
5	入札書は、必ず内容（住所・氏名・入札価額）を確認し、入札箱に投入してください。投入された後の変更（金額の訂正等）、取り消しは一切できません。物件の詳細と本書に記載の注意事項等をご確認のうえ、投入してください。
6	売却決定された場合、入札書に記載の住所及び氏名（名称）で所有権移転の登記を行います。入札後に登記名義人を変更することはできません。
7	最高価申込者は、 <u>代金納付期限（令和7年11月12日の午後2時30分）</u> までに買受代金（入札価額）から公売保証金額を差し引いた代金を一括して納付する必要があります。なお、落札後に辞退された場合や期限までに代金が納付出来なかった場合は、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は没収となりお返しいたしません。
8	入札に当たって、不正な行為（身分の偽り、談合、妨害等）が判明した場合は、公売会場から退場していただくとともに、すでに行っている入札は無効とします。この場合、公売保証金は没収となります。

※入札までに「不動産公売広報」も必ずご参照ください。